

連携に関する協定書

国立大学法人大分大学（以下「甲」という。）及び大分信用金庫（以下「乙」という。）は相互の連携を円滑にするため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域における互いの情報及びノウハウを結びつけること等を通じて連携を強化し、もって相互の発展、並びに地域の発展に貢献することを目的とする。

（連携）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は次の各号に定める事項について、互いに連携する。また、連携にあたっては、乙の関係会社との連携も含めるものとする。

- (1) 地元産業の発展に寄与
- (2) 共同研究等による地場企業の育成強化
- (3) ベンチャー企業の育成
- (4) 相互の人材の育成
- (5) その他前各号に付帯する事項

2. 前項の連携に関する具体的内容は、各案件毎に甲乙間で協議して定める。
3. 第1項の連携の結果、甲又は乙に何らかの損害が生じた場合も、相手方はその責任を負わない。ただし、故意に誤った情報を開示した場合及びこの協定に違反した場合はこの限りでない。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号の連携により相手方から提供された情報(文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。)を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏洩し又は第1条に規定する目的以外の目的で利用してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
 - (2) 相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
 - (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独立して開発したもの
 - (4) 法令により開示を求められたもの
2. 甲及び乙は、前条第1項各号の連携にかかる交渉内容について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。
 3. 甲及び乙は、本協定が第6条に定める有効期間の満了又は第7条による解除により効力を失った後も、前二項による秘密保持の義務を負う。

(返還等)

第4条 甲及び乙は、相手方から提供された資料の返還請求があった場合には、速やかにこれに応じるものとし、提供された資料の複製物及び提供された情報に基づいて作成された資料については、破棄その他の方法により再利用ができないよう処分しなければならない。

2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方から提供を受けた日から5年を経過した後は、相手方の承諾を得ることなく資料を廃棄することができる。

(直接交渉等の禁止)

第5条 甲及び乙は、相手方から提供を受けた第2条第1項の事項と合理的に関連する案件については、相手方の承諾なくして、その案件の当事者及び代理人と、相手方を排除した直接接
触又は直接交渉を行わない。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から平成18年5月末日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

(その他)

第8条 本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

平成17年6月10日

甲 大分市大字旦野原700番地
国立大学法人 大分大学
学長

乙 大分市大道町三丁目四番四二号
大分信用金庫
理事長